

[事案 24-138] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 3 月 27 日 裁定終了

※本事案の申立人は[事案 24-119]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人による説明不十分により、商品内容を誤解していたことを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 11 月、妻と仲の良い募集人（証券会社職員）に勧められ、10 年満期の変額個人年金（一時払保険料 500 万円）に加入した。その際、募集人は同席していた妻との会話に終始し、自分に対して商品の具体的な説明を全くしなかった。運用期間 10 年経過後は元金が戻ると信じていたが、実際には違い、リスク性商品であることが分かった。適切に説明を受けていれば契約しなかったので、契約を無効にして既払込保険料を戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由のとおり、募集行為に瑕疵はないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレットやご契約に際しての重要事項を提示し、適宜、読み上げて本商品の内容およびリスクを説明している。その後、確認書を使用して、本商品の特徴や元本割れのリスク等について改めて説明、申立人が理解したことを一つずつ確認している。
- (2) 申立人は、一般に元本割れリスクのある金融商品を取り扱うものとして社会的に認知されている証券会社で本商品の申込みを行っていること、長年にわたって元本割れのリスクのある投資信託等の金融取引を行っていた申立人の妻が申込時の一部始終に同席していたこと等の事情によっても、申立人がリスクを認識していなかったとは考え難い。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求を、要素の錯誤（民法 95 条本文）による契約の無効、または消費者契約法 4 条 2 項違反（不利益事実の不告知）による契約の取消しを主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の妻、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、募集人が、複雑な仕組みを有する変額個人年金保険について、パンフレットにもとづき商品内容の説明をしないことは考えにくいこと、さらに、申立人が契約当時 69 歳の会社員で、十分な判断能力を具備していたと思われることを総合考慮すると、申立人が錯誤に陥っていたと認めることはできず、仮に、錯誤が存在したとしても、下記の事実により、申立人には重大な過失があったと言わざるを得ないことから、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書き）として、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 「確認書」には、「3. 変額個人年金保険は、年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの保険であり、契約者が十分に内容を理解した上で、自らの判断と責任において申込みを行わなければならないこと。」「4. 特別勘定は有価証券等に投資され、株価の低下や為替の変動等による投資リスクがあり、場合によっては年金額、解約返戻金額の合計額が、払い込まれた保険料の合計額を下回る可能性があること。」等の要確認項目が記載され、これらを含む重要事項について、募集人から説明を受け、

その内容を確認したことを肯定する趣旨の、申立人の署名・捺印が存在する。

- (2) 本件約款には、「ご契約に際しての重要事項」と題し、本件商品には、価格変動リスク、為替リスク、信用リスク、および金利変動リスクがあること、特別勘定の運用実績にもとづいて、死亡保険金額、解約返戻金額、及び将来の年金額などが変動（増減）するしくみの年金保険であることが記載されている。
- (3) パンフレットには、年金額および解約返戻金額には最低保証がない旨が明記され、また、「投資型年金のリスク」として、前述の4種類のリスクがあること、運用実績によっては、受け取る年金額や解約払戻金の合計額が、払い込まれた保険料の合計額を下回る可能性があることが明記されている。
- (5) 申立人は、募集人が終始申立人の妻に対して説明をしたと主張しているが、そもそも、申立人と妻は並んで着席し、募集人から説明を聴いていたのであるから、その説明が妻に対して行われたか、夫に対して行われたか、問題にすること自体が当を得ないものと言わざるを得ない。